

(例規16)

陸幕会第97号
昭和50年5月28日

| | | |
|----|--------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和53年1月13日陸幕監理第1号 | 平成元年2月10日陸幕法第25号 |
| | 平成7年2月23日陸幕会第46号 | 平成13年3月27日陸幕法第38号 |
| | 平成19年1月9日陸幕法第1号 | 平成19年8月31日陸幕会第485号 |
| | 平成22年3月23日陸幕会第263号 | 平成30年3月14日陸幕法第104号 |
| | 平成31年4月19日陸幕法第133号 | 令和3年7月19日陸幕会第789号 |

陸上総隊司令官
各方面総監
中央会計隊長
会計監査隊長
中央輸送隊長 殿
各機関の長
(自衛隊体育、情報、
需品、輸送、化学、
高等工科各学校長を
除く。)

陸上幕僚長
(公印省略)

前金払等契約実施要領について(通達)

標記について、「防衛省における前金払等の実施に関する訓令」(昭和39年防衛庁訓令第24号。以下「訓令」という)第16条第1項に基づき陸上自衛隊における装備品等の調達に係る前金払又は概算払(以下「前金払等」という。)につき必要な事項を定めたので、下記により実施されたい。

なお、陸幕会第130号(43.4.8)「前金払等契約実施要領について(通達)」(例規16)は廃止する。

記

1 範囲及び割合

- (1) 前金払等のできる範囲は訓令第1条に規定する範囲とし、その割合は訓令第2条第1号(以下「輸入品」という。)の場合を除き財務大臣と協議が整った割合とする。
- (2) 輸入品における前金払等は、T/T払(外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払する場合をいう。)、B/L払(船荷証券及び航空貨物運

送状並びに貨物売渡証書により支払する場合をいう。)又はその併用の場合とし、その額はC I F 価格又はC & F 価格を限度とし、それぞれの価格が 15,000 ドル以上のものとする。

2 申請

契約担当官等(陸上自衛隊会計事務規則(陸上自衛隊達第16-4号。以下「規則」という。)第2条11号に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は規則第50条第1項に規定する前金払等の承認申請を前年度の3月5日までに陸上幕僚長に提出するものとする。

3 特約条項の約定

契約担当官等は、前金払等を実施する契約を締結しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のうち、必要な事項を特約条項として約定するものとする。

- (1) 前金払等の金額
- (2) 請求方法
- (3) 担保に関する事項
- (4) 支払方法及び預託に関する事項
- (5) 目的外使用の禁止に関する事項
- (6) 使用状況報告及び調査に関する事項
- (7) 精算方法
- (8) 契約変更及び解除による前金払等の返納に関する事項
- (9) 前金払等の担保の返還及び取立に関する事項
- (10) その他必要な事項

4 前金払等における調整

訓令第7条に規定する調整計算は、前金払等を実施しない条件で算定した計算価格から、第5項の規定により計算する調整額を控除するものとする。この場合、総原価から控除することが適当と認められるものはその方法によることができる。ただし、特に必要があると認められる場合は落札金額又は商議決定額から控除することができる。

5 調整額の計算

- (1) 調整額は、次に掲げる計算式のいずれかにより計算するものとする。ただし、金融機関保証状を担保にしないときは、金融機関保証料又は金融機関保証料率を差し引かないものとする。

$$\text{ア 調整額(円)} = (\text{前金払等の額(円)} \times \text{調整率(年利)} \times \text{対象期間(日)} / 365) - \text{金融機関保証料(円)}$$

$$\text{イ 調整額(円)} = \text{前金払等の額(円)} \times (\text{調整率(年利)} - \text{金融機関保証料率(年利)}) \times \text{対象期間(日)} / 365$$

- (2) 前金払等の額は、前金払等に関する条件である割合又は金額をもとに計算するものとする。ただし、前金払等が分割納入等により順次精算される場合は、当該条件を考慮するものとする。
- (3) 調整率は、全産業又は当該事業が属する業種における平均実績金利とし、毎年度、陸上幕僚長が定めるものとする。ただし、既に防衛装備庁が定めた率がある場合には、陸上幕僚長が定める率に代えて当該率を適用するものとする。
- (4) 対象期間は前金払等支払予定日の翌日から納期までの日数とする。

(5) 輸入品については調整計算を行わないものとする。

6 支払請求に関する書類

契約担当官等は前金払等を実施する契約を締結したときは、契約相手方に対し次の各号に掲げる書類のうち必要とするものについて提出させるものとする。

- (1) 前金払等申請書 別紙第1
- (2) 前金払等担保提出書 別紙第2
- (3) 前金払等に伴う債務の弁済に関する連帯保証状 別紙第3
- (4) 前金払等の使途の明細を記載した書類
- (5) 前金払等担保受領書 別紙第4
- (6) その他必要な書類

7 支払の時期

前金払等の支払は契約相手方から第6項に規定する書類が提出された後速やかに実施するものとする。輸入品についてはT/T払のときは当該契約締結後、B/L払のときは、外国為替銀行等の証明書を確認した後とする。

8 財務大臣と協議成立までの措置

契約担当官等は、前金払等を伴う契約を実施する必要がある時期までに財務大臣との協議が成立しない場合には、次の各号に示す約定及び契約金額の変更を行うものとする。

(1) 約定事項

ア 財務大臣との協議が整った範囲及び割合で前金払等を実施することができること。

イ 前金払等を実施する場合は、前払金に対する調整額を契約金額から控除すること。

(2) 契約金額の変更

前払金は協議成立後速やかに支払うものとし、この際、特約条項に基づき前金払等の調整額を控除した契約金額に変更するものとする。

9 部分払をする場合における前払金の精算方法は次によるものとする。

- (1) 支払金額＝部分払金額－前払金の一部精算額
- (2) 前払金の一部精算額＝部分払金額×前払金の額／契約金額
- (3) 契約変更をした場合の前払金の一部精算額＝変更後の部分払金額×前払金の額／変更後の契約金額

添付書類：別紙第1～別紙第4

前 金 払 等 申 請 書

年 月 日

殿

住 所
会 名
代表者名

令和 年 月 日締結した に係る契約に関し契約書第 条に基づ
き下記のとおり申請いたします。

記

| 契 約 内 容 | | | |
|---------------|--|--------------------------|----|
| 契 約 番 号 | | 納 期 | |
| 契 約 件 名 | | 納 地 | |
| 契 約 金 額 | | 前 払 金 | 割合 |
| 契 約 数 量 | | | 金額 |
| 担 保 | | 預 託 銀 行 | |
| 担 保 物 件 名 | | 銀 行 名 | |
| 保 証 銀 行 名 | | 住 所 | |
| 住 所 | | 代 表 者 | |
| 代 表 者 | | 別 口 口 座 番 号 | |
| 保 証 額 | | | |
| 保 証 期 間 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 内 払 金 使 途 内 訳 | | 事 由 | |
| 費 | | 上記契約履行のため左記支出金に充 当する。 | |
| 費 | | | |
| 費 | | | |
| 計 | | | |

注：担保欄は担保物件により必要事項を記入する。

前金払等担保提出書

第 号

担保の種類

前払金等金額

¥

預金証書の種類
及び金額

提出事由

契約番号 第 号

品名

契約年月日

契約金額 ¥

納期

保証(預金)銀行
名並びに所在地

保証金額 ¥

(預金証書等の場合は、預金証書金額)

上記前金払等担保を提出します。

令和 年 月 日

住所
氏名

殿

前金払等に伴う債務の弁済に関する連帯保証状

(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)と
の間に締結した下記第1項に掲げる契約に基づき乙が甲から金額 円也の支払を受けた場合において、将来当該契約の不履行、その他の事由により乙が金額を甲に返納すべき債務を生じたときには、保証人は、その債務の発生した事由のいかんを問わず乙と連帯して下記第2項から第6項に掲げる条件によるほかはいっさい無条件でその債務を弁済することを確約いたします。

記

- 1 調達要求番号 による契約
契約番号

| 契約の主たる内容 | |
|------------|--|
| 契約件名 | |
| 契約代価 | |
| 前金払（概算払）金額 | |
| 作業場名 | |
| 契約数量 | |
| 納入場所 | |
| 履行期限 | |

- 2 保証の限度
金額 円也。ただし、この前払金に利息その他の加算金を加えて返納すべき場合は、これらの額を加算した金額。
- 3 保証期間
頭書の 金額を甲が乙に支払った日から、当該前払金の精算が完了した日までの期間。
- 4 弁済期限
甲が保証人に対して返納告知書又は納入告知書をもってこの連帯保証債務の履行を請求した日（請求を発した日をいう。）から15日以内において当該告知書に指定する期限。
- 5 弁済場所
甲が前項の告知書に指定する日本銀行の本店、支店若しくは、代理店又は収入官吏。
- 6 その他
この連帯保証状を甲に提出した後において、この保証に係る第1項の契約が変更された場合においても、保証人はこれをもって甲に対し保証債務の履行に関し、いっさいの異議を申し立てることはできないものとする。

令和 年 月 日

主たる債務者
連帯保証人

殿

前金払等担保受領書

第 号
担保の種類
金額 ¥
保管事由 令和 年 月 日 契約番号第 号
品名 の前金払等による。

保証（預金）銀行
並びに所在地

主たる債務者（預
金者）住所氏名

保証年月日 令和 年 月 日

上記前金払等担保を受領しました。

令和 年 月 日

殿

上記担保の払戻を請求します。

令和 年 月 日

住所
氏名

殿

上記担保受領しました。

令和 年 月 日

住所
氏名

殿